



【学校教育目標】「人間性豊かな心を持ち 実践力のある生徒の育成」
— 気付き、生かす —

若松中だより

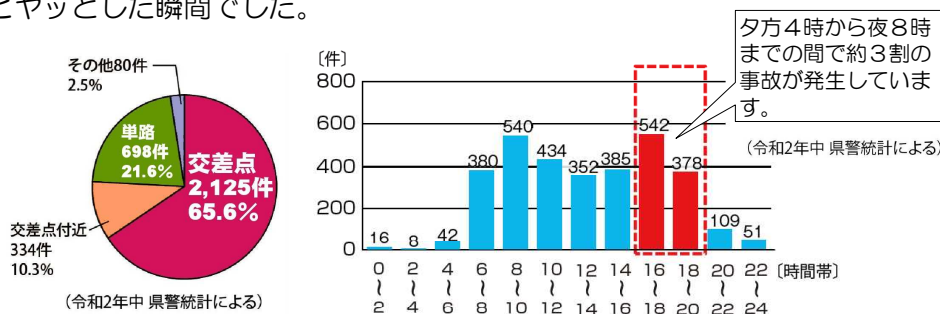
千葉市立若松中学校
校報
第 19 号
令和 3年 7月 1日

交通事故に注意！ 自転車は正しく乗りましょう

校長 古市 直彦

私は高校生の頃、自転車通学をしていました。雨の日にブレーキのききが悪くトラックに追突してしまったことや、道の真ん中を歩いていた高齢者の方を避けようとして右にそれて走ろうとしたら、たまたま、その方が右によろついてきてぶつかってしまった…ということがあります。幸い、大事には至りませんでした。ヒヤッとした瞬間でした。

本校では最近、大きな事故の報告はありませんが、これからも注意が必要です。以下の資料を参考に、ご家庭でも正しい自転車の乗り方について話題にしてみてください。



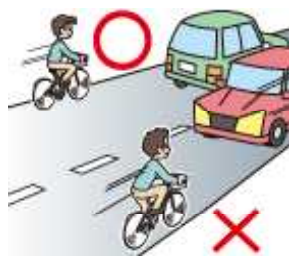
◆自転車は車道通行が原則

道路標識で指定された場合を除き、自転車は車道を徐行することが求められます。
（違反時は2万円以下の罰金または料となります。）



◆車道の右側通行は禁止

自転車は車道の左側（歩道に近い部分）を走ります。
（違反時は、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金となります。）



◆自転車の二人乗りは禁止

（違反時は、2万円以下の罰金または料となります。）
※チャイルドシートを装着した場合、6歳未満のお子様は同乗可能です。



◆自転車の並進は禁止

「並進可」の道路標識があるところを除いて、1列で走りましょう。
（違反時は、2万円以下の罰金または料となります。）



◆夜間や暗い場所での無灯火運転は禁止

夜間はライトをつけて、歩行者や車の運転手に存在をアピールしましょう
（違反時は、5万円以下の罰金となります。）



◆交差点では信号を必ず守り、一時停止して安全を確認

自転車の事故は7割以上が交差点で発生しています。
（信号無視、一時不停止は、3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金となります。）



◆傘差し運転は禁止

周りが見えにくくなるうえ、風にあおられてバランスを崩しやすくなります。

(違反時は、5万円以下の罰金となります。)



◆イヤホンやヘッドホンを聞きながら走行することは禁止

周囲の音が聞こえない状態は危険です

(違反時は、5万円以下の罰金となります。)



◆携帯電話を使用しながら走行することは禁止

前方不注意による事故が増えています。

(違反時は、5万円以下の罰金となります。)



◆幼児・児童はヘルメット着用

ヘルメットを正しく着用することにより、頭の怪我で亡くなる方の割合は4分の1に減るというデータがあります。

中学生も、できるだけ着用を心がけよう。



◆整備不良車の運転は禁止

日常点検や定期点検を行ってください。

(ブレーキの整備不良は5万円以下の罰金となります。)



◆保険に入る

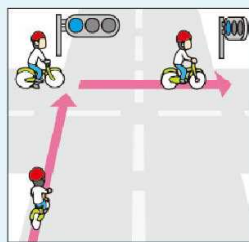
全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることから、事故が起きた際に被害者を救済し、加害者側の生活の破たんを防ぐため、千葉市では、「自転車を活用したまちづくり条例」を改定しました。

千葉市では2021年4月1日から自転車保険への加入が義務化されています。

◆交差点で右折するときの注意点

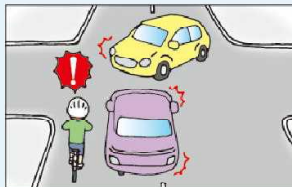
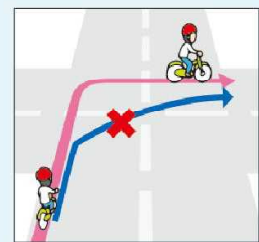
信号のある交差点で右折するとき

青信号で交差点の反対側まで進み、右に向きをかえ、前方の信号が青になってから進みましょう。



信号のない交差点で右折するとき

十分速度を落として交差点の反対側まで進んでから、曲がりましょう。



[交差点を渡るとき気をつけること]

- ・車のかげから、別の車が曲がってこないか。
 - ・運転手が自分に気づいているか。
- しっかりと確かめてから渡りましょう。

「自分は絶対に事故を起こさないから…」というのは、根拠のない油断です。また、自分に過失がないのに、事故に遭ってしまう場合もあります。先日、八街市で起きてしまった悲惨な交通事故のように、下校中、突然トラックが突っ込んでくる場合もあるのです。「自分は、事故には遭わないだろう」という気持ちではなく、「今この瞬間も、何が起きるかわからない」等、常に細心の注意をしていくことが大切です。

